

○高木委員長 ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、もんま委員から欠席の届け出をいただいております。

それでは、委員会を始めてまいります。まず1点目の建設に関する事項について、(1)神居町富沢及び近隣地区における空家等の実態把握について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 それでは、神居町富沢及び近隣地区における空家等の実態把握について報告いたします。

本件につきましては、6月の本常任委員会において、神居町富沢で発生した廃業旅館の火災について報告したところでありますが、周辺地区の廃業ホテルや事業所等の廃屋の状況のほか、不法投棄などにより廃棄物が放置された空き家等の状況について実態把握に努める旨、考え方を表明したところであります。今回は、その調査結果についての報告でございます。

お配りしている資料をごらんください。今回の調査は、神居町富沢の一部、神居町神岡の一部、高砂台、台場及び台場東地区を対象に6月13日から7月20日までの間、現況を調査したものであり、表の左側の欄に示すとおり、住宅12件、廃業ホテル事業所等の1件が不適切な状態で放置されていることが明らかになったものでございます。これらのうち6件の住宅は、特定空家等として従前から指導等を行ってきたものでありますが、今回の調査で不適切な状態で放置されていることが新たに明らかになった7件の空き家等については、空家特措法による特定空家等の要件に該当しますことから、所有者が判明したのから順次適切な管理を行うよう助言指導等を行ってまいります。

次に、廃棄物等の状況であります。表の右側の欄に示すとおり、資材置き場6件、空き地等5件について廃棄物が放置されている状況であり、これらのうち不法投棄は2件ございました。また、廃棄物が放置され、適切に管理されていない資材置き場、空き地等11件については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、土地所有者等に対し環境部が指導助言等を行っているところでございます。

このほか、不特定の者の侵入等により防犯上周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等3件につきましては、警察に対して巡回等の協力要請を行っております。また、ごみや可燃物が放置され、放火等を誘発するおそれのある空き家等7件につきましては、火災予防の観点から、旭川市消防本部に情報提供を行ってございます。

今回実施した調査の結果については以上のとおりでございます。

○高木委員長 この項について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 おはようございます。

ただいま報告をいただきました件で、まず、ちょっと認識をお聞きしたいと思うんです。今、御報告がありましたとおり、まずは5月26日の深夜に火災が起きたことを契機に、当該地周辺に改めて調査を実施していただいたということで、その対応については評価をしたいというふうに思うわけですが、ただいまの報告で、特定空家等として把握していた以外に、まず、合わせて7件の不

適切な放置空き家等を識別したということ、それから不法投棄については、資材置き場、これは私有地になるのかもしれませんが、6件、それから空き地等については私有地も含めて5件ということで、トータル11件ということでありました。廃棄物のほうの担当部局は、環境部になるのかもしれませんが。

かねてからこの地域について懸念をしてきたことも含めて質疑をさせていただいてきたわけですが、改めて、本日の担当部局としての調査結果への受けとめについて伺いたいと思います。

○本間建築部次長 本実態調査に関しましては、委員がおっしゃるとおり、火災を受けまして、現地はまちの中というよりは市街化調整区域、要は市街化区域と境界をなしたような水田とか畑とかがあるようなところを含めまして、そういった地域を重点的に見させていただきました。特に、御存じだと思いますけれども、神居町神岡とか高砂台地区というのは、昔からホテル、旅館とかがございまして、ここ何十年でかなり廃業されたり、休業されたりという状況は我々も存じていたところですから、ほかのパトロールのときには見ているんですけれども、今回、改めて火事ということを受けまして、心霊スポットとなったという現状を含めまして、ガラスが割られたりとか子どもたちが集まったりとか、そういう状況ではないかということを中心に見させていただきました。そのときに同時に、特定空家等も今、我々の台帳に載っている特定空家等のほかにも見た感じで特定空家等に該当するものをもう一度拾い上げて、再度、今、所有者等を調査しておりまして、その管理状況に基づきまして、特定空家等になったら指導助言を始めるということと考えております。

今回行ったことに関しまして、空き家等の数は常時毎日動いているものですから、これを実態として把握するのはかなり難しいということで、前回も、空き家等の実態を調査したときは、対策計画を立てるときに実態調査をしたというわけで、今、現状として我々の中では、市民の方から苦情等のお電話をいただいたり、報告いただいたものを中心に回っております。その中で改めて、我々全域はちょっと見られないものですから、そういったものを今回探す機会となったということで、これからも定期的に、時間とか場所は決められませんが、現状の特定空家等を確認しながら、なおかつ特定空家等に該当するような施設等についても調べていたり、そういった情報をまた消防本部とか環境部とか土木部、そういったところと共有しながら、総合的な対策を進めるに当たりまして、それをもとに資料として使いたいと思っております。

○上村委員 特定空家等については目に見える、あるいは動かないものなので、一定程度の推定はしていましたが、特別、この廃棄物のほうですね、改めて11件という件数も含めて、調査対象エリアは面積は広いですけど集合体としてはそれほど広いエリアではないと私は受けとめておりますので、そうした中で不法投棄の現場が11カ所あるということは、結構大きな特徴だろうなというふうに受けとめました。今後の対策ということにもまた骨を折っていただかなければならないわけですが、ぜひ御尽力をいただきたいというふうに思います。

この関係で5、6問程度追加してお尋ねをさせていただきます。まず今、周辺の状況調査をしていただいた話を頂戴したわけですが、そもそもくだんの火災物件、その後処理が十分行われてないのではないかという認識を私は持っております。当然、地域の方からもそういう声が届くわけです。

それで、今回5月26日でしたが、大火災ということで大変な事件でもありました。こうした経過も含めていくと、私は市としても適切に本案件の火災後の処理、ここには指導をしていただきたい、対処していただきたいという思いで何点かお尋ねさせていただきます。

まず、当該物件の所有者との協議状況、これをお聞かせいただくとともに、現在の状況について、私はひどい状況がまだあると思っています。その点についての状況の認識を伺います。

○佐野建築部建築指導課主幹 建築指導課では、所有者と火災発生直後から空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法により、敷地及び燃え残った建物への立ち入り防止の措置や、火災により燃え残った廃棄物などが周辺に悪影響を与える状態とならないための必要な措置とその実施時期について協議を重ねております。また、敷地内に残置している廃棄物に関しては、環境指導課において廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法による適切な廃棄物の処理方法などについて所有者と協議を行っているところです。

現在、所有者により、敷地と燃え残った建物への立ち入り防止の措置として管理地である旨の立て看板の設置、敷地内への立ち入りを防止するための安全ロープの設置や立入禁止の表示、建物の出入り口を閉鎖する措置を講じたほか、敷地周囲の見回りなどが行われているところです。

○上村委員 ただいまのお答えの中で、必要な措置、それからその実施時期についての協議を当事者と行っているということでありました。

ここで先に確認しておきたいのは、では必要な措置というのはどういう内容なのか。また、その点をどのように当事者に説明されているのか。この点を重ねて確認しておきたいと思います。

○佐野建築部建築指導課主幹 所有者に説明している措置は、道路に越境し通行の妨げとなっている廃棄物を取り除く措置、燃え残った木造建物の一部が倒壊や強風による飛散を防ぐ補強や撤去などの措置、廃棄物の放置による強風時の飛散などを防ぐ適切に管理する措置であり、これらを速やかに講じるよう口頭や文書により求めているところです。

○上村委員 口頭や文書により求めているということなのですが、この点について所有者からはどのような回答になっているのでしょうか。

○佐野建築部建築指導課主幹 所有者からの回答といたしましては、所有者は財力も少ないということでお聞きをしているところなんですけれども、適宜、段階的に撤去なり何なりするということはやりたいというようなことは認識しており、まずは安全対策についてやっていきたいというような形で、現在、安全対策をしているところでございます。

○上村委員 私、地域の方からの連絡も受けて、当然その後が気になっていたので、先般、現地を確認してまいりました。先ほどの答弁で、必要な措置は何かということをお聞きして、3点お答えがありました。道路に出ている通行の妨げになるような廃棄物を取り除く、それから倒壊や強風による飛散を防ぐ措置や撤去、また廃棄物の放置、これも強風時の飛散などのおそれがあるので、そういったものを適切に管理してほしいということだそうですが、先般、私が確認してきた中では、この3つはそれぞれ行われていないんじゃないかと受けとめました。

まず代表的な話としては、それほど大きな物体ではありませんでしたが、私道なのか何道になるかちょっと私は認識しておりませんが、正面のほうの道ではないとはいえ、裏道の路上に要は燃えかすがはみ出しているということを確認しました。残置物がありました。また、敷地内とはいえ、景観上も大きな問題になり得るような燃えた後の残骸、あるいは当初中に入っていたであろういろいろな用品、用具というか、例えばマットレスですとか、中にあった不用品がそのまま火災とともに外に流出してこぼれている状態が続いているということでもあります。

何を申し上げたいかということ、本件は、先ほど申し上げましたが、火災に至った経過、そうした

ことを踏まえると、私はこの所有者に対して、さらに適切な処理をしっかりと求めていただきたいと思います。この点についての見解を伺います。

○佐野建築部建築指導課主幹 委員御指摘のとおり、燃え残った廃棄物が手つかずのまま、火災により倒れた建物の柱やはりの一部を移動させることができず路上の一部に残っており、景観上も好ましい状況とは言えません。このため、燃え残った建物の一部や敷地内の廃棄物は、今後、強風時に飛散することや、放置した場合には悪臭の発生などのおそれがあり、周辺住民の日常生活に支障を及ぼすことが懸念されることから、建築指導課では所有者に対して必要な措置を速やかに講じるよう助言を続けているところです。

また、今回の火災発生は不審者の侵入が火災の原因と推定されていることから、防犯の面からも、燃え残った建物について窓などからの侵入を防ぐ措置を求めておりますが、火災発生前から所有者の経済的事情は変わらずいまだに実施に至っていないため、今後も引き続き、速やかに対策を講じるよう所有者と粘り強く協議を行っていく必要があると考えております。

○上村委員 先ほど確認しましたとおり、所有者は一応その意思はあるということを示しているようですので、それが逆に厄介になり得る場合もあるんですが、しかし、その措置は行われていないということです。粘り強く協議を行っていく必要があるという認識も示されましたが、当然それは必要なことで、御尽力をいただきたいと思うんですが、5月の火災でありましたから、もう既に相当の期間が経過した。それから、いわゆる当該地は墓地を近隣に抱えている位置関係にあるわけですが、繁忙期というか人が混み合ってくるお盆の時期ももう既に過ぎました。さらには、今後冬がやってきたらあの場所はどうなるんだろうかなという心配も非常に持つところです。

先ほど、空家特措法に基づき助言を続けているという表現がありましたが、これはもはや助言ということでもいいのか。しっかりと適切な処理をしていただくよう市としても強い姿勢で臨んでいくべき段階をもはや迎えているのではないかと私は思いますが、市の現在の状況に対する問題認識とあわせてお伺いしたいと思います。

○本間建築部次長 火災後は所有者に対し、さきの答弁にもございましたが、当該特定空家等に対する助言や後処理に向けた協議を行ってまいりましたが、いまだに燃え残った廃棄物が撤去されず、2カ月以上も周辺環境や景観に影響を与えているこの状況につきましては、地域の問題として十分認識しておりまして、所有者の責務としまして早急な対応を望むところでございます。しかしながら、従前からの所有者の経済的事情や火災による損害に対する加害者への民事訴訟などを考えますと、今後も現在の状況が長期化することが懸念されますことから、当該敷地周辺や通行者等の安全確保を第一に考えまして、強風や豪雨による廃棄物などの飛散や、汚泥物の敷地外流出などにより周辺の安全や生活環境の悪化を及ぼさないように、定期的に職員による巡視を行い、当該敷地等の状況を確認しながら、引き続き空家特措法による助言や指導、状況によりましては勧告も視野に入れた手続等により、所有者に措置を求めてまいります。

また、燃え残った廃棄物につきましては、廃棄物処理法の所管部局である環境部が所有者に対し廃棄物の適正管理に対する措置を求めていくと聞いておりまして、今後も関係部局と連携しながら本件の解決に向けて努めてまいります。

○上村委員 場合によっては勧告ということも視野に入れながらということで、そうした適切な対応を慎重に、そしてこの場合は果敢にと言ったらちょっと語弊がありますが、適切な対応を求めた

いということを申し上げます。

この点、最後にしたいと思いますが、周辺地域の住民の方からもやはり、大火災に続く現在の放置状況に対する苦情も引き続いてあるわけです。なかなかこれは相手もあることであり、事が事ありますので、当然ながら地域住民ではその解決が難しいと思います。そこでやはり、住民の方からすれば、公共に対して期待をせざるを得ないわけです。また、そうした対応が可能なのも、現実的にはやはり公共の役割と言わざるを得ないのではないかと思います。

民事訴訟というくだりもありましたが、私は実現性は乏しいのではないかという認識を持っています。要は、仮に長期化の懸念があるということに対して懸念をすることで。場合によっては、今ロープを張っていますが、要は中が見えるし、入ろうと思えば入れるわけですし、それは物が流出してくるということも意味しています。私は、例えばですけれども、応急措置としてつい立て、いわゆる建築現場のような囲いのようなものを設置して現場を遮断する、そうした手法も考えられるのではないかと思います。

先ほど来申し上げますとおり、本件のこれまでの経過も踏まえて、市として何を求めていくのか、何をすべきなのかということをはっきりと考えていただきたいというのが最後の質問です。市として本件にどのようなスタンスで臨むのかということを含め、ぜひ部長の見解を求めたいと思います。

○本間建築部次長 本件は、火災から既に2カ月以上が経過しまして、委員も御心配されているように、今後も長期化することが非常に懸念されているところでございます。

苦情が出ている燃え残った廃棄物につきましては、空家特措法による所有者への助言や指導等の手続のほか、環境部においても廃棄物処理法による対応を進め、今後適切な措置を講じるよう所有者に指導を行っていきと聞いておりました、環境部と連携しながら早急な対応を求めてまいります。

次に、委員が御指摘されるつい立ての設置につきましては、景観や安全対策においては有効なものとなりますが、悪臭や汚泥等の防止とはならず、また、適切に管理されなければつい立ての損壊等により周辺に影響を及ぼすと考えられ、所有者の経済的負担も大きいことから、現状では難しいものと考えられます。

燃え残った廃棄物も含め、当該特定空家等は景観のみならず、安全や衛生面においても周辺住民の日常生活に支障を及ぼす懸念がございますことから、本件の根本的解決を図るためには、燃え残った建物の保全や廃棄物の処分などのほか、その措置期間においても当該敷地周辺の生活環境が悪化しないよう適切な措置について所有者に強く求めてまいります。従前の対応経過では、管理責任の不正確さ、所有者の経済的要因、コロナ禍などの背景により、たび重なる協議や助言を行ったにもかかわらず特定空家等に対する措置がなされなかったことを踏まえ、所有者が適切な措置を少しでも行えるよう必要な情報の提供や、安全対策資材などを貸与するなど、可能な範囲で我々も援助を考えているところでございます。

○中野建築部長 上村委員から当該建築物である時屋亭に関して質疑がありました。それから、担当からはそれぞれの立場で答弁させていただきました。本件につきましては、対応が不十分だということではありますが、既に立入禁止の措置も行っている、また、地理的に交通量も余り多くなく、道路への燃え残りのみ出しのこともありましたけれども、私道ということとなっておりまして、幸いと言ったらあれですけれども、限定的な人しか通らない、そんなような状況にもあります。と

は言いながらも、燃え残りが道路にはみ出している、これは建築基準法上も道路としての認定をしている道路ですから、放置するわけにはいかないのかなと思っていますし、火災後の後始末が進んでいないという意味では、景観上の観点からも良好な状態ではないなというのは明らかなことだと思います。ただ、保安上どうかと、人への安全などの観点からどうかという、直ちに危険な状況であるというような判断にはならないのかなという気もしております。そんな意味から、法的な措置には指導助言、その後勧告、命令、行政代執行という段階を踏んでの措置がございしますが、現段階は、指導助言というような段階なのかなというふうに受けとめているところであります。

また、周辺の方々の話も直接は担当課のほうには苦情等は入ってきておりませんが、委員のほうにはそういった周辺住民の方の話もあるということです。周辺の方々の立場に立つと、すぐ近くにそういった状況が放置されていると、やはり気になるんだろうなということもありますから、周辺住民の方々の立場に立つての対応もある意味必要なのかなというふうに思っています。また、特定空家等として再三、指導助言していたにもかかわらず大きな火事になったというような物件でありますので、周りの方からは非常に注目を浴びているようなことなのかなとも思っていますので、敷地の状況を今後も注視しながら、できることは限られてはおりますけれども、空家特措法に基づいて進めていきたいなと思っていますし、この取り組みについては、周辺の環境が安定化するまで続けていかなければならないなという認識でございします。

またあわせて、特定空家等の対応のほかにも廃棄物処理法の観点からも、ごみが放置されている状態だという意味では、環境部の所管ではありますが、その処理も行っていかなければならないということです。建築部の対応、環境部の対応、足並みそろえて進めていこうかなというように思っているところでございします。

このようなことから、措置の対象となる敷地や、それから建物が一部残されておりますけれども、物的な状況や悪影響の程度、危険等の切迫性を総合的に判断し、また他の違反物件などもたくさんありますので、それらとのバランスを欠くことのないようにしていかなければならないなと思っています。先ほど申しました助言指導の先に勧告、命令、行政代執行という手続きがございしますが、これらについても関係部局と連携、協力しながら、早急に問題解決を見るように力を注いでいきたいと考えてございします。御理解いただきたいと思ひます。

○上村委員 丁寧に答弁していただいたとは思いますが、残念ながらちょっと理解できない箇所が2カ所ありましたので、それだけ確認させてください。

まず一つ目は、残置物、要は残された火災の燃えかすです。それについて、私道だからよいとも捉えかねない発言、答弁があったんですけど、そこは私は非常に違和感がありましたので、その見解を確認します。なぜなら、それほど大したものじゃないんですよ。多分、私でも部長でも持とうと思えば持って移動できるものです。それがロープからはみ出しているわけですから、これに、これまでも少なくとも残置物は路上にはみ出すなということを皆さんは指導してきたわけですから、それに対しても従っていないということを私は今言いたいんです。それを認めるのかということが一つ。

それから、空家特措法に基づく対応で、最後にちょっと含みを持たせる答弁がありましたけど、部長は、指導や助言の位置づけなのかなというふうな今この段階では認識しているというような答弁が前段でありました。先ほど、場合によっては勧告ということも視野に入れながらという答弁もあったので、そこは矛盾を生じさせないで、ぜひ御認識をいただきたいし、私はそこにも期待をしながら

ら先ほど質疑をしました。改めてそこについての部長の正確な認識を確認したいと思います。

○中野建築部長 私道のことを申しました。建築基準法上は道路の指定をしている道路でございますが、私道ということは、旭川市道などと違って持ち主が旭川市じゃないので、その管理の意味で市の管理責任がなかなか及ばないんだというようなことをお話ししたくて私道なんですということでお話ししたところです。

それから、指導助言から勧告、命令、行政代執行へと段階を踏んで進んでいきます。次長からの答弁で、勧告なども視野に入れながらと、まさにそのとおりだと思います。私が先ほど申しましたのは、今の状況は指導助言の段階なんだろうと。本人も片づける意思があるというようなことと、それから周囲の状況から見て、直ちに保安上危険を及ぼすような状態でないという状況ですが、これが長期にわたって続いていくと、当然、我々行政の対応としても放置するわけにはいきませんので、その段階では当然、勧告、命令と次の段階へ進んでいくのかなという意味で、言っていることは相互に矛盾はないものだというふうに私どもの受けとめとしては考えてございます。

○上村委員 今の答弁は部長の答弁として受けとめたいと思います。

最後に私も申し上げたいのは、ぜひ部長にも一度、火災後の現場を見ていただきたいということです。それから、先ほども触れましたが、そういった意味では、いわゆる最も人が通行する時期であったお盆を既に過ぎました。そしてこれから冬になって雪が積もっていくと、最終的にはこれは本当にどうなっていくかわからないというリスクを抱える状況になると私は推測しています。そうした意味で、どれだけその間にできるのか、あるいはすべきことがないのか、する必要があるんじゃないかという視点で質疑をいたしました。そのあたりも含めて、ぜひ現場を確認して最終の御判断をいただきたいなということを申し上げて、この点については発言を終わりにします。

○高木委員長 ほかに委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題にかかわって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、2点目の8月7日の強風による被害状況について理事者から報告をお願いいたします。
土木部長。

○太田土木部長 8月7日の強風による被害状況についてでございます。

旭川地方気象台の観測によりますと、8月7日の時間最大風速は毎秒15.1メートル、最大瞬間風速は毎秒25.3メートルと記録されていたところでございます。この強風に伴う市の対応状況につきましては、7日17時時点での速報といったことで一旦お知らせをしていたところでございますが、その後の調査によりまして被害状況等が確定いたしましたので、改めて御報告をさせていただきます。

資料をごらんください。調査の結果、土木部の所管施設におきましては、市道106カ所、公園17カ所で倒木、枝折れ等が確認されております。この市道のうち、道路区域内にございます市が管理しております樹木等の倒木または枝折れにつきましては86カ所、道路区域外にある民有または所有者が不明な樹木の倒木、枝折れ等が20カ所となっているところでございます。既に速報でお知らせいたしましたように、いずれも通行機能等に大きな支障は生じませんでした。枝折れによる車両損傷が1件、倒木による民有地内の遊具破損1件が発生したとの報告を受けているところ

でございます。

また、道路については通行どめはございませんでしたが、公園につきましては、総合公園4カ所、特殊公園2カ所、地区公園1カ所、近隣公園2カ所、都市緑地1カ所、合わせて10カ所を一時的に封鎖し、強風警報解除後に安全確認を行った上で全て再開している状況でございます。

なお、これらの応急対応に伴う費用につきましては、現時点での概算でございますが、道路について約700万円程度と見込んでいるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次の3点目に入っていきます。

きた北海道サイクルツーリズム連携協議会への参画について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 きた北海道サイクルツーリズム連携協議会への参画について御報告いたします。

資料をごらんください。1枚目でございます。北海道におけますサイクルツーリズムの取り組みといったものにつきましては、アジアの中でも特徴的で魅力的な北海道の観光資源を生かした広域的な周遊観光などの地域振興を実現するといったことを目的に、平成28年3月に閣議決定されました北海道総合開発計画や、平成29年5月に施行されました自転車活用推進法などに基づき、北海道開発局や北海道が中心になって進めているところでございます。そうした中、令和元年8月には、官民を初め多くの関係者が連携、協働する取り組みを本格的に展開するため、北海道サイクルルート連携協議会が設立されたところでございまして、同協議会と連携、協働し、地域ごとの特性を生かした質の高いサイクルツーリズムを提供する団体、いわゆるルート協議会といったものが公募されたところでございます。

ここで一旦資料2枚目のほうをごらんください。現在までにこの公募に応じて設立の申請または申請の準備を行っているルートというのが全道に8ルートございます。そのうち、赤線で示したルートが旭川から稚内を結ぶきた北海道ルートといったものでございます。

また1枚目に戻っていただきます。一部報道にもございましたが、本年7月31日にルート協議会となるきた北海道サイクルツーリズム連携協議会の準備会が開催されたところでございます。事前に事務局を務めております特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会から、本市にも参画依頼があったところでございます。本市といたしましても、圏域の観光振興ですとか地域振興、あるいは圏域住民の健康増進などを図る上で、北北海道の空の玄関口でもございます旭川空港を初め、交通結節点機能、あるいはさまざまな都市機能を有する本市の役割は、こうした取り組みにとって重要な役割を担っているというふう判断し、準備会におきまして参画を表明したところ、上川北部エリアの団体の参画についての同意が得られたといったところでございます。今後、きた北海道ルートのうち、残る宗谷エリアの団体についても参画の同意を得た上で、国、道を初め、沿線自治体や経済・観光団体などの37団体で構成されるきた北海道サイクルツーリズム連携協議会が正式に発足していくといった予定となっております。

具体的な取り組みにつきましては今後協議していくこととなりますが、関係部局と連携しながら、

既存の道路を生かした自転車の走行環境やサイクリストの受け入れ環境の整備、国内外に戦略的にサイクルートをPRすることによる新規観光需要の取り込み、全道統一のロゴマーク、ポスター、マップ、案内看板などの使用によるブランド力の強化などに取り組んでいく予定となっております。

なお、先ほどの8ルートのうち、青線で示されてございます旭川と札幌を結ぶ石狩川流域圏ルートにつきましても本市を経由するルートでありますことから、こちらのルートにつきましても今後関係機関と協議しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○高木委員長 それでは、次の4点目です。除排雪体制の地区統合試行に関わる協議経過と今後の進め方について、御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 11問ほどの予定でありまして、少しお時間をいただきますことをあらかじめ御理解いただきたいと思います。

先月、7月の常任委員会でこのことについて説明があり、質疑をさせていただきました。除排雪体制の地区統合試行ということであります。その直後から、ちょっとなかなか当時の説明が、私の認識が間違っていたのかと思うような新聞の報道もありまして、協議経過に対して改めてこれは確認する必要があると思った次第です。また、いわゆる旭川除排雪業者ネットワーク協議会というのは、そもそもどういう位置づけの機関なのかということもこの際確認したいなと思っています。最後に、いわゆる除排雪の進め方としては、全体を全員がやるという考え方に立つ共同履行と、パート分けしてその部分をそれぞれの地区の中で分担して進めるんだという分担履行という考え方があるわけですが、どうもこの境界が何か曖昧になってきていないかなと、私はよくわからなくなっています。なので、その点について、市としても今後どういう考え方に立ちながらこの地区統合を進めていくんだらうかということをはっきりしたいなと思って質疑をさせていただきます。

先月の質疑後、8月4日のあさひかわ新聞さんの記事の中で、この地区統合試行を聞いていないという声が出てきていました。これに対して、皆さんがそれぞれの地区の頭の企業、いわゆる地区の代表企業に相談をして了承を得たということが掲載されています。あわせて、ネットワーク協議会の事務局は協議会全体でこの問題を議論したわけではないということも紹介されています。これを見るにつけ、果たしてこれは前回の答弁が適切だったのかということを感じました。改めて、訂正の必要がないのかどうか確認したいと思います。具体的な協議経過も再度お知らせください。

○鎌田土木部次長 今年度の3地区の統合試行に当たりましては、対象となる中央・新旭川地区、豊岡・東旭川地区、東光地区の代表企業と6月下旬に協議を行ったところでございますが、各構成員には代表企業から説明し、意見を確認したところでございます。

また、旭川除排雪業者ネットワーク協議会との協議につきましては、協議会会長から当該3地区の代表企業とのみ協議することでよいといったような御意見をいただいたことから、ネットワーク協議会との協議は実施しておりません。

7月20日の常任委員会において、委員から、旭川除排雪業者ネットワーク協議会との協議経過の内容について御質疑がございましたが、その際、昨年度からの協議経過を説明した後、今年度の

6月に改めて協議したところ共通認識を持つことができたことから、3地区の統合を試行的に行うというふうに答弁しております。これは、統合3地区と協議を行ったことを意図した答弁でしたが、委員の御指摘のとおり、この協議がネットワーク協議会を行ったものではないことについての説明が十分でなかったと反省しております。

○上村委員 まずその事実経過を再度確認させていただきました。

今、その理由として述べられたことについてさらに懸念を感じましたので、重ねてお聞きしたいと思います。要は、統合対象地区のみとしか協議していなかったんだということ、しかもその対象地区のいわゆる頭企業、その下に何社かひもづくわけですけど、そこは入らずに頭とだけですから、今回は3地区の3企業ということになろうかと思えます。そうした協議しか行われていなかったということを懸念と受けとめたわけです。そしてその理由が、今の答弁では、協議会の会長が統合地区の代表企業のみと協議すればいいと言ったからだという答弁でした。そういう受けとめでいいですね。

ただ、この協議会の会長は、まさに本件に関係する統合地区の一代表企業の代表取締役だと思えます。要は当事者なわけです。だからだめということではないのですが、当事者の方のそういう発言を根拠にしてネットワーク協議会との協議を行わない、その理由としてそういうことを答弁されること自体も私は適切ではないのではないかと。そうした背景もしっかり皆さんは慎重に考えながら対応を検討すべきだったのではないかというふうに思うわけです。これは適切だったんでしょうかということをお聞きしたいと思えます。

○鎌田土木部次長 ネットワーク協議会との協議につきましては、除雪体制にかかわる昨年からの協議において、行政から一定の方向性を決めた上で進めてほしいとの意見があったことや、ネットワーク協議会会長は今回の統合試行地区に関係する企業の代表取締役社長ではございますが、あくまでネットワーク協議会の会長という立場から、持続可能な除排雪体制の確保に向けた取り組みを進める上での御意見だったことから、今回はこうした経緯を踏まえ、当該3地区の代表企業とのみ協議を進めてきたところでございます。しかしながら、本市の除排雪体制に大きな変化をもたらす可能性のある新たな取り組みを進める上では、ネットワーク協議会との連携については不足していたところがあったと認識しております。

○上村委員 地区統合の試行とは言いながらも、前回、先月の答弁で既に部長が、今後は、イメージとしては全地区を対象に統合していくという姿が理想的だと言ったかどうかちょっとうろ覚えですけど、そうした趣旨の発言をされているわけです。そうした中で、今、連携が不足だったという答弁がありましたけれども、そのとおりだし、やはりそこは一定の意思疎通、情報共有を図る必要が不可欠であったと私は思っています。

改めて、旭川除排雪業者ネットワーク協議会についてです。この機関は、今回のような大きな問題の協議や確認をする場ではなかったのかということ改めて確認させていただきたいと思えます。この機関の位置づけ、そして市として、この機関とはどのような関係と考えているのかということを押さえたいと思えます。

○鎌田土木部次長 旭川除排雪業者ネットワーク協議会は、総合除雪維持業務の完遂と技術水準の向上を目指し、安全意識の高揚と業務の円滑化のほか、会員に共通する諸問題の解決処理及び会員相互の親睦を図ることを目的に、平成12年5月に前身の旭川除排雪業者連絡協議会から名称変更

し、設立されたものでございます。

本市とネットワーク協議会のかかわりにつきましては、業務履行における安全対策を初め、効果的かつ効率的な作業手法や積算手法などについて、ネットワーク協議会と市が意見交換を行うことで、安定した除排雪体制の確保に向けてともに検討を進めていく機関であると認識しております。

今回の地区統合につきましては、繰り返しになりますが、ネットワーク協議会会長の意見も踏まえ、事前に対象地区の代表企業と協議を行い、試行的取り組みとして実施するものでございますが、その取り組み状況や課題等については、ネットワーク協議会を通じて各地区の企業体としっかりと情報共有し、意見交換を行いながら検証を進めていく考えでございます。

○上村委員 このネットワーク協議会が、いわばパートナーシップと言っているかわかりませんが、そうした位置づけの機関だということと受けとめました。違えば訂正してください。

いずれにせよ、こうした今後の除排雪体制の推進をともに検討を進めていく機関という表現もありましたが、先ほど来確認したとおり、事前協議は行っていません。一方で、先ほどの答弁で、取り組みの状況や課題については、今後の話ですよ、企業体と情報共有や意見交換を行って検証を進めていきたいという答弁がありました。これは、事前には相談をしないけど、終わった後の課題検証にはつき合っただけということですよ。やはりちょっとこれはバランスを欠くんだと思うんです。事前に各地区の企業体と情報共有や意見交換は行うべきだったのではありませんかということについての見解を求めます。

○鎌田土木部次長 昨年度、9企業体と個別に意見交換を行った際に、今後の除排雪体制の維持に不安を感じているという声もあった中、可能性の一つとして地区の統合を見据えた検討についても御意見を伺っていたことから、今年度から実施している取り組みに加え、継続的に除排雪事業に係る新たな取り組みを進めなければならないと考え、今年度、3地区による統合を試行的に実施するに当たって該当する3地区のみと協議を行ったところでございます。しかし、試行的とはいえ、今後の企業経営にも少なからず影響を及ぼす可能性のある地区の統合につきましては、事前に情報を共有しながら進める必要があったと考えておりますので、今後の検証においてはしっかりと取り組んでまいります。

○上村委員 過ぎたことはもはや時は戻せないわけですが、今回の件を市の先走りだと言ったかどうかはちょっと定かではありませんが、そのような趣旨の表現をされる方もいらっしゃいました。何を言いたいかと申し上げますと、信頼関係を損なわないような形で、ぜひ取り組んでいただきたい。こういうアクティブに、前に変革を進めていくという姿勢について私は大いに評価をしたいと思うのですが、今申し上げたような点については、くれぐれも慎重に対応していただかないと、せっかくの試みがうまく成就するかどうかということに大きな影響を及ぼすんじゃないかということを私は懸念しましたので、そのことを申し添えます。

改めて、今後の検証作業についての考え方、統合試行の検証をどのように進めていくのかということを確認しておきたいと思っております。一部には、今回の3地区だからこそできるけれども、ほかの地区ではなかなか難しいんじゃないかというような意見も、私は耳にしました。しかし、今後、全地区でもやっていきたいというふうな趣旨のことを前回の委員会でも述べられていたわけです。改めて、このような地区統合というのが、全地区でも可能であるというふうに皆さんのほうでは認識を持ちながら進めようとしているのかどうか、そのことについて考えを伺いたいと思っております。

○鎌田土木部次長 今年度の統合試行においては、除雪センターが主センターと支所センターに分かれ、平時の夜間は主センターのみの開設となることから、市民サービスへの影響を第一に検証する必要があると考えております。そのほか、統合によるメリットと捉えております企業体内の相互補完体制の強化や、除排雪状況を広範囲で把握することによる進捗状況に即した工程管理、除雪対応の統一、こういったことについて検証を行う考えでございます。

また、全地区への統合拡大につきましては、ネットワーク協議会と進める検証の中で課題を抽出した上で、その可能性について検討を進めてまいります。

○上村委員 今回の地区統合エリアは、非常に大きな3地区を一つにするわけですから、言うまでもなく非常に大きな対象エリアになるわけです。冒頭でも少し、共同履行云々というくだりを引用しましたが、この地区統合エリアは、全構成員がどういう形になるかまだ決まっていませんが、当該エリアを全構成員で共同履行する、全員でやるんだというイメージで考えていらっしゃるのかどうか、その点、続けてお聞きしたいと思います。

○鎌田土木部次長 共同履行方式は、豪雪など災害時における企業体の構成員間の柔軟な応援体制がとれることや、排雪ダンプや官貸車両などを企業体全体で効率的に運用できること、また、地域特性に応じた統一的な除排雪手法による地区内の除排雪作業の平準化を目的として、平成26年度から実施しておりますけれども、今後も相互補完体制のさらなる強化を進めてまいりたいと考えております。そのため、今年度の統合試行におきましては共同履行方式とする予定でございますが、その結果を踏まえながら、持続可能な除排雪体制の確保に向けた効果的な履行方式についても検証を進めてまいります。

○上村委員 共同履行方式とする予定という言葉をちょっと一応押さえておきたいと思います。今後、効果的な履行方式についても検証をやるんだということで、まだそこについては明確な考えとか、少し選択肢があるのかなというふうにも聞こえました。

ただ、私が一番気になったのは、平成26年度から共同履行方式を本市はとってきたというくだりです。大変細かい指摘になるかもしれないですけど、私は、正直そういう認識を持っていなかったんです。そこは申しわけありません。そもそも、今の現状は、各地区を分担して履行していませんかということで、私はそういう認識でした。そのことと、それから、今回3地区が1地区になりますので、物すごい大きなエリアになるというのは先ほど申し上げたとおりです。こうした広範囲に及ぶ統合地区全体を共同履行する、これは私は後ほど申し上げますが、理想的なことだと思っています。しかし現実的に、今ですら分担履行なのに、各地区がそれを3つまとめたものを共同履行する、果たしてできるんですかという疑問が生じました。このことについての見解を伺います。

○鎌田土木部次長 委員御指摘のとおり、平常時には構成員ごとに地区内の担当エリアを設定し、作業を行っているという状況でございますが、作業におくれが生じたエリアがあった場合や緊急時においては、相互補完体制により地区内の作業の平準化を図るため、共同履行方式としていただいております。こうしたことから、統合試行地区におきましても、これまで同様に一定の地区内作業エリアを設定した上で共同履行方式とする考えでございますが、北海道では、旭川建設管理部事業課管内の路線を事業協同組合の組合員が分担で履行しているといったような例もありますことから、今回の統合試行を通して、そういったところについての検証をしてまいりたいと思っております。

ます。

○上村委員 答弁の中でも、平常時は分担履行だけど、緊急時、あるいは作業におくれが生じたようなイレギュラーのときには共同なので共同履行だという答弁なのですが、そこを改めて整理していただきたいなとは思いました。事実上分担履行に近い現状なんじゃないかということです。その違和感を感じた点、その整理の必要性を確認したいと思います。

また、先ほども申し上げました、今回、大きな地区を統合して一つにする場合、まさにこういうときこそ、先ほど来答弁いただいているような非常時だとか緊急時だけではなくて、本来的な共同履行、全地区を全員で効率よくやっていくんだという、こういう姿勢に立つことが必要になってくるのではないかと私は受けとめています。しかし、分担履行に近い現状からすれば、それもなかなか難しいんじゃないかという懸念も一方で感じているところです。何を言いたいかということ、今回の地区統合試行を通して、ぜひ皆さんに本来的な共同履行、これは先ほど来聞いているとおり、全部を全員でやるという考え方です。こうしたものの実現可能性が本当はないのかどうかということをしっかり検証していただきたいなというふうに思いました。この点についての見解を伺います。

○鎌田土木部次長 共同履行方式は、構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会のもとに一体となって業務を履行するもので、分担履行方式は、業務を複数の工区等に分割し、構成員がそれぞれ責任業務を分担して履行する方式となっております。

現状では、地区内に担当エリアを設定し業務を行っているという点におきましては、分担履行に近いものがあると認識しておりますが、やはり、共同履行方式の目的にもあるように、その地区の業務は企業体が一体となって責任を持って履行してもらう必要があることから、現在は共同履行方式としているところでございます。

委員御指摘のとおり、平常時においても各構成員の資機材の状況に応じて臨機に作業エリアを設定できれば、より効率的な作業につながるものと認識しており、統合試行を行う地区の企業体においては構成員が増加するというスケールメリットを生かし、各構成員の余力や作業状況に応じて人員や機械等を拠出することで、共同履行による作業が可能になるといったことも想定されます。こうしたことも踏まえ、今回の統合試行を通じて、平常時における共同履行方式の実現可能性はもとより、除排雪体制の確保に有効な業務履行方式についてしっかり検証してまいります。

○上村委員 あと3問です。論点を変えますが、いわゆる官貸、市が持っている車を貸し出して除排雪作業に従事していただく際の積算方法についての懸念をお聞きしました。つまり、自社保有の車両を使った場合でも、同地区に官貸車両が入っていれば、そこに積算が引きずられていく、要は不利になる。官貸のほうは当然コストがかかっていけませんので、自社保有車両を使ってもその価値が適切に積算に反映されないということだそうです。特に今回、さらに大きなエリアを地区統合するというのでしたから、さらにその引きずられるエリアもふえるんじゃないかなということで、その心配を感じたところです。

改めて、官貸車両を使用したときの積算方法の現状と、今後の地区統合試行においてそうしたことが問題にならないのかということを確認したいと思います。

○鎌田土木部次長 除雪グレーダーやロータリー除雪車などの官貸車両は、主に幹線道路の除排雪作業に使用されますが、現在は、地区内に官貸車両が配置されれば、その機種が行う作業は全て官

貸車両を使用する積算となっております。

官貸車両を使用する場合は自社保有車両に比べ損料が安いことから、作業単価が安価となるため、ネットワーク協議会からも単価の採用方法について改善要望をいただいているところです。

こうしたことから、今年度から全ての地区において官貸車両と自社保有車が行う作業量を設定し、それぞれに応じた単価を採用する積算に変更する予定でございますので、特に大きな問題が生じるとは考えておりませんが、統合試行地区とそれ以外の地区の官貸車両による作業状況を把握しながら、今後も引き続き、積算に関する検証を進めてまいります。

○上村委員 要は、自社保有車両をせっかく保有して使っているのに、その部分が報われないような積算の現状が今まではあったということで、それが問題だということだそうですが、その点については早速、今年度から積算の方法を改めるという考えが示されました。そのことによって、一定の改善が図られるのかなということで、その点評価をしたいと思います。

もう一点、この官貸の関係では、市は除雪車両等更新計画というものを持って、この整備を進めています。これを精査すべきじゃないかということです。今のお話にもあったんですが、これまでは、場合によっては、欲しいけれどももらっちゃうと単価が下がって困るというジレンマも抱えていた企業もあったようです。そうしたことも含めて、改めて、事業者側のニーズ、必要量を調査するべきではないかということ、そうした調査も行えば、この車両等更新計画がさらに精査されるのではないかというふうに感じました。この点についての考えを続けて伺います。

○小松土木部雪対策課長 官貸車両につきましては、除雪車両等更新計画により冬期間の使用に限られる除雪トラック、除雪グレーダー、ロータリー除雪車を各地区へ配置する計画となっており、今年度は、除雪グレーダー1台を東光地区に配置する予定です。令和元年度までに、ロータリー除雪車は全地区への配置が完了しておりますが、除雪トラックは2地区、除雪グレーダーは6地区において、いまだ計画台数の配置が完了していない状況となっております。

官貸車両の必要数の調査につきましては、雪対策基本計画策定時に除雪企業に対してアンケート調査を実施しているところですが、特に、除雪グレーダーやロータリー除雪車は幹線道路の除排雪作業に不可欠な車両であるため、国や北海道に対して交付金の増額や補助制度の拡充を求め、まずは除雪車両等更新計画に基づく増車をできる限り早急に進めるとともに、除排雪業者ネットワーク協議会と情報を共有しながら、必要な精査を行ってまいります。

○上村委員 最後になりますが、今回の事業者との協議経過の問題、そして地区統合試行の検証、そして今後の進め方についての質疑をさせていただきました。最後、部長からの総括の答弁をいただいて、この件を閉じたいと思います。

○太田土木部長 除排雪体制の地区統合の試行ということでございますけれども、それにかかわるこれまでの協議経過ですとか今後の進め方ということで、委員のほうからさまざま御質疑をいただいたところでございます。

今回の統合試行といったものにつきましては、やはり、持続可能な除排雪体制の確保に向けた新たな展開の一つということでございますし、今後における地区統合のあり方といったものにつきましても、さまざまな検証ですとか、当然ネットワーク協議会との十分な意見交換等も踏まえた慎重な判断が必要であるというふうに認識してございます。

統合試行に至る協議経過につきましては、協議会会長との協議により対象となる3地区の代表企

業のみと協議を行ったといったところでございますけれども、さまざま委員から御指摘をいただきましたように、大きな体制の変化の試みといったことを踏まえれば、事前に協議の状況などについてもネットワーク協議会と情報共有すべきだったというふうに重く受けとめております。また、今後におけます試行統合の進め方につきましても、早い段階からネットワーク協議会と情報共有しながら議論していく必要があるというふうにも考えてございます。そのため、今後は、早急に一旦、本年度の統合試行の進め方といったものについて、まずネットワーク協議会と意見交換を行いながら、統合地区以外の地区の企業体の皆さんとも統合試行に関する情報ですとか課題などといったものを共有していきたいというふうに考えてございます。

また、履行方式、あるいは官貸車両といったことについても御質疑をいただきました。こういった履行方式につきましても確かに、現状で見られるような分担履行とそれから共同履行、どこに境界線があるんだろうかといった部分については、我々もやはり企業体の皆さんとしっかり話をしながら、どういった形がいいのかということも進めていきたいというふうに考えてございますし、ことしからは官貸車両のあり方を一部見直ししていきますけれども、それも地区統合を進めていく中でうまくはまっていくのかといったことも検証の中の一つにしっかりあると思います。そういった部分もさまざまいただいた御指摘を踏まえながら、試行統合の中でさまざまなメリット、デメリットというものをしっかり検証しながら、全市的な除排雪体制のあり方といったものをネットワーク協議会の皆さんともきっちり議論を進めていきたいというふうに考えております。

○高木委員長 ほかに委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上で本日の建設公営企業常任委員会を散会いたします。

散会 午前11時08分